

沼津市立第三中学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【校内いじめ対策委員会】※定期的(隔週)に実施

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、事案によっては窓口担当、関係職員（養護教諭、スクールカウンセラー等）

※学校では職員全員がいじめの相談・通報窓口となります。いつでも相談してください。

※その他相談機関は別紙参照

【連携機関】

市教育委員会、スクールカウンセラー、警察、少年サポートセンター等

【いじめ未然防止の考え方】

1. 豊かな心の育成
2. 生徒の主体的な活動の推進

【いじめ未然防止のための取組】

1. 豊かな心の育成
 - ・誰一人取り残すことのない授業や学級づくりを行う。
 - ・TPOを意識した、校則の改定。
 - ・あいさつを推進する。
 - ・基本的な生活習慣を確立する。
 - ・人権感覚や相手の気持ちを考えた言葉遣いを指導する。
- ・生徒会活動や学校行事など特別活動における共感的な人間関係づくりを行う。
- ・SNSの適切な向き合い方や使用方法を指導する。

2. 生徒の主体的な活動の推進

- ・探究活動を通じた関わり合いの充実。
- ・チーム担任制を活かした相談しやすい環境の醸成。
- ・授業や学校生活で生徒主体の活動を推進。
- ・「自分たちで創る学校」を通した非認知能力の育成。
- ・教育活動全体を通じた心理的安全性の確保。

「いじめ対策委員会」の設置と学校としての早期解決に向けての取組

いじめ未然防止のための取組

いじめ早期発見のための取組

- いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知
- 日常における生徒の兆候を把握する。（窓口担当・全教職員）
 - ・コミュニケーションを大切に、生徒のSOSを見逃さない。
 - ・表情、言葉遣い、友人関係、生活態度を注意深く見る。
 - ・フォーサイト手帳の記入内容確認。
 - 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

いじめに対する措置

【いじめ対策委員会】

- 管理職等への報告、事実確認等の対応の決定
- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な対応や指導の手順等を校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、窓口担当、関係職員が集まり検討する。
 - 窓口担当一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
 - 決定した対応方針を職員間で共通理解する。

いじめられた生徒、保護者への援助

- いじめられた生徒に寄り添う。
- 保護者からの訴えや相談には、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセラーと連携し、支援を行う。

関係機関との連携

- 恐喝や暴力等の犯罪行為の場合は市教育委員会や警察、少年サポートセンター等、連携協力を図る。

いじめた生徒、保護者への指導・対応

- 行ったことについて、許されないことを十分に自覚させ、謝罪方法等を一緒に考える。
- いじめを繰り返さないために、いじめの背景にあった状況について一緒に考える。

他の生徒への指導

- 新たないじめを防止するための指導を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

いじめの解消・支援継続

- 見守りを続け、再発を防ぐ。

【いじめ早期発見のための取組】

1. 共感的な人間関係の醸成
 - ・様々な活動を通して、生徒が活躍できる機会を提供し、自己有用感や自己肯定感が高まるように努める。
 - ・静岡県版SELなどを実施し、安心して自分らしさを発揮できる学級集団づくりを行う。
2. 校内連携体制や研修の充実
 - ・生徒理解研修を実施すると共に、チーム担任制を生かし生徒一人一人をたくさんの職員で見守り、職員間の共通理解を図る。
 - ・いじめ防止対策委員会やいじめに関する研修を実施し、いじめの実態や早期発見に向けた共通理解を図る。
 - ・決定した方針を職員全体で共通理解し、対応する。
 - ・生徒の様子を共有する機会を定期的に設け、支援を必要としている生徒を共通理解し、必要な対応が早期に行えるように努める。
3. アンケート調査等の実施や保護者との連携
 - ・学期に1回アンケートを行い、それをもとに面談を行う。
 - ・全家庭と教育相談を行い、保護者と丁寧に連絡を取り合う中で、いじめを見逃さず早期に対応する。また、必要に応じて随時家庭訪問を行う。

※重大事態への対応※

重大事態が発生した場合には沼津市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。市教委指導の下、事態への対処や防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

令和8年10月26日 更新

【沼津市立第三中学校 いじめ防止のための取組 年間計画】

別紙

対策委員会	市アンケート	学校アンケート	個人面談等	関連する取組
隔週 火曜日		第1回 5/8 5/13	5/20 ～6/5	・年間計画を立てる。 ・いじめ防止対策委員会を開く。 (隔週の主任会にて実施。) ・「いじめ防止基本方針」を見直し、HPを更新する。 ・職員会議で情報共有する。・いじめ理解研修の実施
隔週 火曜日	10/16 実施	第2回 10/16	10/26 ～11/6	・いじめ防止対策委員会を開く。 (隔週の主任会にて実施。) ・職員会議で情報共有する。 ・学校行事や各クラスで、共感的な人間関係作りを行う。
隔週 火曜日		第3回 2/12 (1・2年のみ)	希望者や必要な生徒に 対して実施。	・いじめ防止対策委員会を開く。 (毎週の主任会にて実施。) ・年間の取り組みを評価する。 ・来年度の年間計画を作成する。 ・職員会議で情報共有する。

【その他相談窓口一覧】

第三中学校の電話番号

055-931-1553

子ども・家庭110番

子育て全般の悩み事、親子関係トラブル等の相談

055-924-4152

沼津市教育委員会

学校生活全般・いじめ・体罰・発達・非行等の相談

055-934-4809

沼津市青少年教育センター

学校生活・対人関係・発達・子育て・進路・非行不登校等の相談

055-951-3440

沼津市家庭児童相談(保健センター1F子ども未来創造課)

こどもの成長・養育・家族関係のこと、
児童虐待等の相談

055-951-1212



こころの電話

心の問題についての悩み、精神保健に関する相談

055-922-5562

やまびこ電話

学校生活・人間関係・家族関係・進路・非行・不登校等の相談

055-951-7330

ハロー電話「ともしび」

青少年の悩み相談、保護者の教育・悩み相談

055-931-8686

静岡県性暴力被害者支援センターSORA

性犯罪や性暴力の被害にあった方・あっている方

054-255-8710 (24時間)

24時間子供SOSダイヤル

いじめ問題やその他の子供のSOS全般に悩む子どもや保護者

0120-0-78310

「いじめ・暴力」相談メールアドレス

kyoui_seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

メール・LINE 相談

ID: @shizuokasoudan



沼津市いじめ相談ホットライン

いじめを受けている子ども、他の子がいじめを受けていることを知っている子ども、いじめを受けていることを知っている(見た)保護者・地域の方からの相談

<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/numazushi/hotline.htm>

沼津市役所(沼津市教育委員会)のホームページからもアクセスできます。

